

改正 平成17年4月1日

第1 趣旨

この要綱は、八王子市個人情報保護条例（平成16年八王子市条例第33号。以下「条例」という。）第12条第1項及び第2項に規定する目的外利用の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 目的外利用の手続き等

目的外利用の対象となる個人情報の提供を受ける部（八王子市組織条例第1条で定める部。以下同じ。）の長は、個人情報を保有する部の長に、個人情報目的外利用依頼書（第1号様式（様式略））を提出しなければならない。

2 当該個人情報を保有する部の長は、前項の依頼があったときは、条例第12条第2項各号のいずれかに該当することを確認した上で可否を決定し、個人情報目的外利用決定通知書（第2号様式（様式略））により通知する。

3 第1項の依頼及び前項の通知は、当該個人情報を保有する部の長が人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急の必要があり、かつ、やむを得ないと認めたときは、口頭ですることができる。

第3 個人情報の提供を受ける条件

当該個人情報の提供を受ける部の長は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 依頼目的以外の利用禁止
 - (2) 外部提供の禁止（条例第12条第2項各号に該当する場合を除く。）
 - (3) 使用する必要がなくなった情報の返還及び安全確実な廃棄
 - (4) その他当該個人情報を保有する部の長が必要と認める事項
- 2 当該個人情報の提供を受ける部の長が、前項に規定する条件を遵守しないときは、当該個人情報を保有する部の長は、決定を取り消すとともに、個人情報の返還その他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。